

令和5年度熊本市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度熊本市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	529 床
(市民病院：一般病床 380床、感染症病床 8床)	
(植木病院：一般病床 102床、療養病床 39床)	
(2) 年 間 患 者 数	306,058 人
ア 入 院	165,881 人
(ア) 市 民 病 院	122,610 人
(イ) 植 木 病 院	43,271 人
イ 外 来	140,177 人
(ア) 市 民 病 院	113,238 人
(イ) 植 木 病 院	24,816 人
(ウ) 芳 野 診 療 所	2,123 人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
ア 入 院	
(ア) 市 民 病 院	335 人
(イ) 植 木 病 院	118 人
イ 外 来	
(ア) 市 民 病 院	466 人
(イ) 植 木 病 院	102 人
(ウ) 芳 野 診 療 所	9 人

(4) 主要な建設改良事業

ア 施設改良	17,230 千円
(ア) 市民病院	5,000 千円
(イ) 植木病院	12,230 千円
イ 医療機械器具購入	382,577 千円
(ア) 市民病院	301,777 千円
(イ) 植木病院	80,800 千円
ウ 電算システム更新	44,835 千円
(ア) 市民病院	33,135 千円
(イ) 植木病院	11,700 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中、災害復旧費553,900千円の財源に充てるため、災害復旧事業債511,800千円を借り入れる。

収 入

第1款 病院事業収益	16,443,103 千円
第1項 医業収益	13,895,328 千円
第2項 医業外収益	2,357,494 千円
第3項 特別利益	190,281 千円

支 出

第1款 病院事業費用	16,961,273 千円
第1項 医業費用	15,989,903 千円
第2項 医業外費用	405,470 千円
第3項 特別損失	553,900 千円
第4項 予備費	12,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額660,467千円は、当年度分損益勘定留保資金660,467千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	939,655 千円
第1項 企業債	402,800 千円
第2項 出資金	6,149 千円
第3項 補助金	166,720 千円
第4項 負担金	363,986 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,600,122 千円
第1項 建設改良費	450,842 千円
第2項 企業債償還金	1,149,280 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
植木病院物品管理業務委託	令和5年度～令和8年度	12,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市民病院医療機械器具整備事業	269,800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上げ償還することがある。
市民病院電算システム整備事業	25,600			
市民病院解体事業	511,800			
植木病院施設設備改修事業	10,900			
植木病院医療機械器具整備事業	84,800			
植木病院電算システム整備事業	11,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用・医業外費用・特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 8,377,097 千円

(2) 交 際 費 100 千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業会計の経営基盤確立のため、他の会計からこの会計へ補助を受ける
金額は、次のとおりとする。

(1) 一般会計	554,656 千円
----------	------------

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,300,000千円と定める。

熊本市長 大西 一 史